

2020年5月11日

逗子市

子育て世帯への臨時特別給付金(国庫事業)

を支給します。

**児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、
臨時特別の給付金(一時金)を支給します。**

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給します。

●**支給対象者**

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)受給者。
(特例給付受給者は含みません。)

●**対象児童**

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた、令和2年4月分(3月分を含む)児童手当(本則給付)の対象者

●**給付額** 対象児童一人につき10,000円

●**支給方法**

対象者(公務員以外)にはお知らせを郵送する予定です。辞退の申し出がない限り、児童手当登録口座へ振り込みます。(申請は必要ありません。)

公務員の方については、所属長が支給対象者であると証明したうえで、本人が居住市町村に申請します。

* 公務員の申請受付期間及び申請方法、支給時期については、現在調整中です。
詳細が決まり次第、広報ずし、逗子市ホームページ等でお知らせします。

本件に関するお問い合わせ先：

教育部子育て支援課 村上 晴美

坂本 周史

電話：046-873-1111 内線 535